

平成25年4月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成25年4月25日(水曜日) 午前9時～午前11時30分

2 開催場所 南大隅町佐多支所(大会議室)

3 (1) 出席委員(17人)

会 長	6番	橋 口 初 男
委 員	1番	堂 地 初 男
〃	2番	皆 倉 輝 男
〃	3番	武 田 榮 一 郎
〃	5番	鞍 掛 牧 生
〃	7番	竹 之 内 勝 男
〃	9番	徳 留 徳 次
〃	10番	神 園 英 市
〃	11番	瀬 崎 寅 蔵
〃	12番	打 越 淳 一
〃	13番	半 田 太 志
〃	14番	溝 田 耕 一
〃	15番	吉 永 一 雪
〃	16番	溝 端 正 次
〃	17番	富 田 良 成
〃	19番	桑 田 勇 一

4 農業委員会事務局職員

事務局長 竹野 洋一

事務局次長 川田原 孝二

事務局係長 中村 玲子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第62号 非農地証明願いに係る証明について

議案第63号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成25年4月南大隅町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の定例会の出席委員は、17名です、全員出席ですので総会はしております。次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、14番の溝田委員と15番の吉永委員の両名を指名します。本日の会議書記には事務局職員の川田原氏と中村氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。議案第57号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。許可申請は2件です、それでは事務局より説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、全て所有権の移転に関する件であります。それでは、議案書をもとに説明します。
2ページでございます。議案第61号農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請に係る許可申請に係る資料を別紙のとおり提案する。

(議案第61号受付番号1番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないために許可要件のすべてを満たすと考えます、よろしく願いいたします。

議長： ここで、説明に関連して担当委員の現地調査等の報告を求めます。

19番： はい19番、桑田です。

議長： はい19番、桑田委員。

19番： 現地は、郡地区の開発圃場の一画であり、県道から川田原集落へ上る途中の道路の脇にある水田であります。現在は譲受人が早期水稻の作付けを行っており、よく管理されております。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的な総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。皆さんの審議方よろしく願いします。

議長： はい、ありがとうございます。これより質疑にはいります、ご意見等ございますか。

委員： なし

議長： それでは採決いたします。議案第61号受付番号1番について、原案どおり決定することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第61号受付番号1番は原案のとおり決定されました。

議長： 次に、議案第61号受付番号2番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 資料6ページでございます。

議案第61号受付番号2番でございますが、別添の2ページ及び3ページになりますが、家庭の事情により譲渡人及び譲受人両名によります農地法第3条許可申請の取り下げ願いが、昨日提出されまして受理しております。よって審議不要となりましたので報告いたします。

議長： 只今、事務局からの報告がありましたとおり、申請人たちからの取り下げ願いがあり受理しましたので審議不要と致します。

議長： 次に、議案第62号非農地証明願いに係る証明についてを議題と致します。申請は2件です。受付番号1番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、9ページをお開きください。今月の非農地証明願いに係る証明の申請は2件です、議案書をもとに説明します、議案第62号非農地証明願いに係る資料を別紙のとおり提案する。

(議案第62号受付番号1番の朗読及び説明)

議長： ここで、受付番号1番の担当委員の現地調査等の報告を求めます。

19番： はい19番、桑田です。

議長： はい19番、桑田委員。

19番： 22日に会長、事務局、溝端委員で現地調査を行いました。現地は南部開発の外之迫団地の周辺の未開発地であり、畑の原形はとどめているが、杉が植林されており、約20年から30年は過ぎているであろうと思われる。道路もなく雑木を掻き分けながら進んで現場に着くといった状況であり、とうてい、農地に復旧は無理であり周辺は山林化しており農地の広がりはなく、問題はないと考えられる。

議長： はい ありがとうございます。担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見等ございますか、よろしいですか。

委員： なし

議長： それでは採決いたします。議案第62号受付番号1番について、原案どおり証明することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第62号受付番号1番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長： 次に、議案第62号受付番号2番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは13ページをお開き下さい。

(議案第62号受付番号2番の朗読及び説明)

議長： ここで、受付番号2番の担当委員の現地調査等の報告を求めます。

10番： はい10番、神園です。

議長： はい10番、神園委員。

2番： 25日に申請人立会いのもと、私と吉永委員、会長、事務局で調査いたしました。現地は国道269号線台場公園より山手側東へ約700m農道より治山ダム管理道に沿っての一面にあります。周囲は急な山の斜面となっています。非農地証明願いにありますとおり昭和50年当時周辺農地が造林植栽し農地として耕作できなくなり放置状態となり現在、雑木林となったとありますが、そのとおり間違いはなく、農地に復旧は到底無理であり何ら問題はないと考えられます。

議長： はい ありがとうございます。担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見等ございますか、よろしいですか。

委員： なし

議長： それでは採決いたします。議案第62号受付番号2番については、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第62号受付番号2番については証明することに決定いたしました。

議長： 次に、議案第63号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議案に供します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、16ページの議案書をご覧ください。町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第63号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長： 只今、事務局の説明がありましたが、委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

(発言なし)

議長： それでは、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第63号については、原案のとおり決定することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第63号は原案のとおり決定いたしました。

議長： 以上で、本日の議案の審議などすべてを終了しました。

次に、会次第第4協議事項に入ります。

①農用地利用集積計画に係る解除条件付貸貸借について報告及び検討会を始めます。

次に、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

①太陽光発電施設に係る農地法・農振法について

②行事予定について

議長： はい、ありがとうございます。他にありませんか。

よろしいですか。以上をもちまして、平成25年4月南大隅町農業委員会定例総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員